

陳 情 文 書 表 (令和3年11月9日臨時会提出)

陳情第3号

別添の奈良市議案第102号「権利の放棄について」に関する意見書を熟読することを求める陳情

令和3年11月5日受理

陳情者



三橋和史

標記のとおり、別添の奈良市議案第102号「権利の放棄について」に関する意見書を熟読することを求める。

奈良市議会議員各位



三橋和史

奈良市議案第102号「権利の放棄について」に関する意見書

新斎苑等整備事業用地として奈良市が取得した、奈良市横井町924番6外6筆の土地（以下「本件土地」という。）の売買契約等に係る住民訴訟については、奈良市が仲川元庸氏外2名に対して、損害賠償請求として、連帯して1億1,643万705円及びこれに対する平成30年4月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求することを命じた令和3年2月26日付けの大阪高等裁判所の判決が、同年10月7日付けの最高裁判所による上告受理申立て不受理決定により確定した。

しかし、令和3年10月臨時市議会において、奈良市長の職にある仲川元庸氏は、奈良市が有する上記請求権のうち、同人を相手方とするものを放棄することを内容とする議案を提出した。

標記の議案に記載されている提案理由をみれば、同人は、奈良市にとって新斎苑の整備が住民福祉等の公益に資するものであることなどが強調され、これをもって上記請求権を放棄することを正当化しようとしている。

もとより、公共事業の必要性が高ければ、それに係る事務を執行した公務員が違法行為に及んでも免責されるという関係にないことは自明である。また、地方公共団体の長としては、必要な公共事業があればその態様の如何を問わずただ推し進めればよいというものではなく、その事務を執行するに際しては適法性を確保して行うべきものであることも論を待たない。

上記請求権を放棄することを正当化しようとして、本件土地の売買契約等によって同人が自身の利益を図る目的を有していたことをうかがわせる事情は認められないとされていることをいう点については、仮にそれが真実であったとしても、同人が税金を原資とする公金によって第三者の利益を図り、又は奈良市財政に多大な損害を与えた事実が存在することには変わりがなく、正当化事情にはなり得ない。上記請求権が不法行為に基づく損害賠償請求権として構成されており、不当利得に基づく返還請求権として構成されていないことから明らかなように、同人自身の利得の保有の有無を上記請求権の存否を左右する決定的な事情として位置付けるようなことは、暴論に等しい。

この点に関して、仲川元庸氏は、新斎苑整備事業が合併特例債の対象事業であるところ、その発行期限が迫っていたことを挙げて、上記確定判決により認定された本件土地を取得した一連の手法によっても奈良市財政に損害を与えたとはいえない旨を主張するが、対象事業の執行に際して違法に第三者の利益を図ったなどの事実が発覚した場合は、奈良市は、総務大臣により普通交付税の減額又は返還等の措置が講じられるだけでなく、事情によっては、年1割を超える割合を乗じて計算した金額に相当する加算金を国に納付しなければならないおそれもあるし、今後における国や

奈良県などからの奈良市に対する財政支援の在り方の検討に際しても、奈良市にとって消極的な要素として斟酌され得ることさえ否定することができないのである。また、公共用地の取得に当たっては、その公共的な性質から、補償金額や取得すべき土地の範囲については、取得の難易度によって変更されるものではなく、地権者に不満があっても増額や拡大が認められるものではない。新斎苑整備事業については土地収用をすることのできる収用適格事業であるから、任意取得を原則としつつも、当初から本件土地を土地収用の方法により取得することを見越した用地取得計画を立てなければならなかったのに、仲川元庸氏は任意の売買契約により取得する方法しか考慮せずに漫然と当時の所有者との交渉を続けた。このように、同人は、自らの怠慢によって合併特例債の発行期限が迫る状況を作成しておきながら、それを奇貨として土地収用の手続を履践する時間的な余裕がなかったなどと開き直っているのであり、本件土地を取得した一連の手法を正当化することはできない。

さらに、提案理由には、本件土地の取得に当たり、奈良市議会の議決を経たことをもって「民意に基づいて決定されたもの」と記載されている点については、そもそも、国民の代表者により構成され、国権の最高機関であり、国の唯一の立法機関である国会が制定した法律及びそれを軸として構築された我が国の法体系の下で、司法権を担う裁判所の終局的な判断によって違法であることが確定しているのであるから、本件土地を取得した一連の手法が「民意に基づいて決定されたもの」とはいえないばかりか、むしろ民意に反しているものというべきものである。奈良市議会の議決についても、本件土地の取得が適法であることを前提としていることは明らかである。仮にそうでなくとも、奈良市議会の議決に、法令に違反する事務の執行について、違法性を阻却する効力を認めることはできない。単に奈良市議会の議決を経たという形式的な面を捉えて「民意に基づいて決定されたもの」と位置付けるのは、極めて強引な主張である。

いずれにしても、新斎苑の整備による公益性を始めとして同人が弄する種々の弁解については、既に司法の場においても十分に主張立証を尽くしたのであり、それを考慮してもなお上記請求権の存在を否定するものとは認められなかったのであって、上記のような判決が言い渡され確定したのである。

また、地方自治法第96条第1項第10号に基づく権利の放棄について、いかなる種類の権利について、いかなる事情が認められる場合に奈良市議会として議決をするのかということについて、奈良市議会では客観的な基準を有していない。このことは、奈良市に対して債務を負担する者やその関係者が奈良市政に影響力を及ぼし得る政治家であるなど、政治的に有力であればあるほど当該債務を免れやすくなるという帰結をもたらし、本来、公正中立であるべき行政が特定の政治的な勢力の影響を受けて特定の者のために便宜を図ることとなる事態に陥り、奈良市に対して債務を負担する者やその関係者が政治的に影響力を有するかどうかでその便宜を受けることができるかどうか左右されてしまうことにもなりかねない。まして、本件のように当該債務を負担する者が奈良市長の職にある者自身である場合などは、その典型例であるといえよう。

上記請求権を放棄することは、住民訴訟制度の趣旨を没却するのみならず、本件については実質的に仲川元庸氏の意向により最高裁判所に対して上告受理申立ての手続まで講じた以上、その判断に従うべきことは当然であって、それに従わないというのであれば、弁護士費用や市職員の人件費

を始めとする多額の費用を税金から投じ、多大な労力を費やしてきたこれまでの経緯と明らかに矛盾するものである。その他、私が奈良市議会議員として在職中であった令和3年3月10日の本会議における一般質問で言及した様々な観点からも、上記請求権を放棄することが社会正義に反することは明らかである。

付言すれば、上記請求権に係る連帯債務はいわゆる不真正連帯債務であり、仲川元庸氏に対する債権を放棄したところで、外2名の連帯債務者が奈良市に弁済したときは、仲川元庸氏の負担部分について求償することができることとなるため、提案理由により示唆される提案者の目的、すなわち同人の責任を完全に回避させるという目的は、標記の議案を奈良市議会が議決したところで達することができない。そうすると、今後外2名の連帯債務者が奈良市に弁済する以前に奈良市が同人らに対する上記請求権をも放棄するなどしない限り、仲川元庸氏に対する上記請求権を放棄することは奈良市が有する債権についてその回収を困難にするだけのものとなり、そのもたらす帰結は提案理由及び提案目的との整合性を欠くものとなる。また、奈良市長がその事務を執行するに際して裁量権の逸脱又は濫用が認められるかどうかについては、一般市民である地権者と比較すれば、同職にある仲川元庸氏の方がはるかに高度の注意義務が求められることは当然のことであるが、それにもかかわらず同人に対する上記請求権だけを放棄する点についても、それぞれに求められる注意義務との関係で均衡を失する措置である。

本件土地を取得した一連の手法は、住民訴訟の結果を待つまでもなく、違法であることが明白であったにもかかわらず、同人が自ら率先し、奈良市議会において政治的に同調する多数派もこれに賛成したため、既に奈良市は本来必要ではなかった多大な負担を強いられ続けてきたのである。仮に奈良市議会において上記請求権を放棄する議決が行われた場合においては、当該議決が住民訴訟の対象となることを踏まえれば、再び住民訴訟として紛争に発展し、奈良市はさらに多大な行政資源を投じることを余儀なくされ、奈良市財政にさらなる損害を生む結果となることは必定である。さらには、上記請求権を放棄することは、税金を原資とする公金を奈良市長の職にある同人に投じるに等しく、奈良市が国や奈良県から財政支援を受けている事情をも踏まえれば、奈良市民だけでなく、奈良県民、ひいては国民の納税に対する理解を著しく損ないかねない行為であると評価せざるを得ない。この期に及んでなおも司法判断を受け入れることなく独自の理論を並べ立てて、責任を逃れようとし、又は逃れさせようとする行為は、奈良市における失政と政治水準の低さを赤裸々に全国に知らしめ、恥の上塗りをするようなものである。

なお、法的な観点を措いて、例えば仲川元庸氏に対して独自に憐憫の情を抱くなどして同人が債務を免れるべきと考える議員がいるのであれば、個人としての資格においてその債務を引き受け、又は仲川元庸氏と連帯して債務を負担するなどすればよいのである。奈良市として上記請求権を放棄することなく、同人が真摯に損害賠償債務を履行する姿勢を見せ、同人が債務を免れるべきと考える議員らもそのように自ら債務を負担するのであれば、その際は、ご希望に応じて債務の整理について一助となる所存であるのでご安心願いたい。

社会正義を希求する市民の前に、良識を備えない利権政治家が立ちほだかり、政治に対する不信を招来することのないよう、議員各位におかれては、標記の議案にはくれぐれも反対されるよう求めるものである。